

第6回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成20年1月9日(水) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

| | | |
|---------------|--------|------------------------|
| 【委員長】 | 細井戸 大成 | 日本獣医師会理事 |
| 【副委員長】 | 西 間 久高 | 北九州市獣医師会会長 |
| 【委員】 | 石 川 勝行 | 名古屋市獣医師会(石川動物病院院長) |
| | 大 草 潔 | 仙台市獣医師会副会長 |
| | 木 俣 新 | 日本動物病院福祉協会理事 |
| | 小 松 泰史 | 東京都獣医師会副会長 |
| | 今 野 忠好 | 千葉県獣医師会理事 |
| | 椿 亮 | 大阪府獣医師会副会長 |
| | 中 市 統三 | 山口大学農学部教授 |
| | 中 川 忠重 | 徳島県獣医師会(中川アニマルクリニック院長) |
| | 春 名 章宏 | 岡山県獣医師会(春名動物病院院長) |
| | 樋 口 雅仁 | 大分県獣医師会副会長 |
| | 藤 井 康一 | 横浜市獣医師会(藤井動物病院院長) |

【農林水産省】 三 上 稚 夫 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

【本 会】 大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 第5回小動物委員会の検討結果
- 2 最近の獣医療に関する動き
- 3 卒後臨床研修制度の発展的整備
- 4 一次診療と二次診療(高度専門医療・紹介診療)、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備
- 5 夜間・休日診療における、それぞれの実例に基づくメリットと課題

V 会議概要

山根会長から、「新年早々の出席に感謝する。小動物に係る課題は多岐に渡り、本会における小動物委員会の重要性は益々高まっている。本会は諸課題の解決に向

けて今後ともさまざまな改革に取り組みたい。公益法人であり許認可権等公的権限を何ら持たない本会が積極的に改革を推進するためには、①行政サイドへの説明と理解、②国民（納税者）への対応と理解、③政治サイドへの説明と理解、④獣医師及び獣医師会サイドの意識改革、が不可欠である。愛媛県今治市における「特区」を利用した私立大学獣医学部新設の動き、本年 2 月の日本獣医師会学会年次大会（香川）における動物看護師（師）全国組織の立ち上げに向けた準備組織の設立等、今後の動物医療を左右する重要事項が続くが、皆様のご協力をぜひお願いしたい。」旨の挨拶があった。

続いて細井戸委員長から、「小動物の臨床を取り巻く課題は多いが、できることから始めていく事が大切。今回の委員会に際しては資料のとりまとめをいただき感謝する。皆様には検討へのご協力とともに地方獣医師会へ情報の伝達の役割もお願いしたい。」と挨拶された。

出席者の紹介の後、細井戸委員長により議事が進行された。

1 第5回小動物委員会の検討結果

事務局から、資料に基づき、第5回小動物委員会の会議概要が説明された。確認された主な内容は以下のとおり。

- (1) 職域別部会の運営等について、部会制における小動物委員会の位置づけと役割が説明された。
- (2) 前期委員会報告と対応の経過等について、委員会報告「小動物臨床職域の現状と課題に対する対応（臨床研修体制、獣医核医学、狂犬病予防注射事業、広告制限、高度専門医療、夜間休日診療提供体制の整備のあり方等）」の内容とこれを受けて行った要請活動について報告された。
- (3) 委員会の検討テーマが確認された。
- (4) 副委員長に西間委員が選任された。
- (5) 臨床研修のあり方について、農水省担当官から民間施設を新たに臨床研修施設として指定することとした旨報告され、資料に基づき制度の概要が説明された後、意見交換が行われた。
- (6) 夜間休日診療提供体制のあり方と高度専門医療（二次・紹介診療）診療施設の整備・運営のあり方について、前期委員会報告の内容が確認され、さらに藤井委員から、資料「横浜夜間動物病院のこれまでとこれから」に基づき状況が説明された。
- (7) 細井戸委員長から、夜間休日診療体制の整備、高度専門医療（二次・紹介医療）診療施設の整備には、①地方会を中心とした地域の合意形成、②大学を中心としたネットワークづくりが不可欠であるとまとめられた。

(9) 獣医療法第 17 条に規定される広告制限について、農水省担当官から省令改正の概要について説明された。

(10) 会議のまとめとして、今後検討項目と担当者を決定し、次回委員会の開催等を調整することが確認された。

2 最近の獣医療に関する動き

(1) 獣医療広告制限の特例

ア 農林水産省担当官から平成 20 年 1 月 7 日付け局長通知、19 消安第 11815 号「獣医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について」について説明された。

(ア) 本年 1 月 7 日付けで省令が公布された。内容は、前回の委員会で示した省令案概要にほぼ準じたものとなっており、今回広告して差し支えないものとして以下 8 項目の内容を追加した。

- a 獣医師免許の取得年月日及び診療施設の開設年月日
- b 薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器を所有していること
- c 避妊・去勢手術を行うこと
- d 狂犬病等の予防注射を行うこと
- e フィラリア予防措置を行うこと
- f 動物の健康診断を行うこと
- g 獣医師会の会員であること
- h 農林水産大臣の指定する臨床研修指定診療施設であること

(イ) 第 1 項第 4 号の記述について、案の段階では「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 37 条第 1 項に規定する生殖を不能にする手術」としていたところを、施行文書では簡潔に「犬又は猫の生殖を不能にする手術」とした。

(ウ) 広告して差し支えないとした事項には、獣医師会からの要望でもあった獣医師会の会員であること及び大臣指定診療施設であることが追加されている。

(エ) 広告制限の緩和の一方、飼育者を惑わす行為等が助長されることのないよう、比較誘引広告の禁止、誇大広告の禁止、費用を併記することの禁止を規定した。

(オ) 取締り等運用に係るガイドラインについては、省令改正に併せて発出すべきところであるが、省内作業等諸事情により遅延している。今月中に発出したいと考えている。

イ 大森専務理事から、今回の省令について以下が説明された。

(ア) 本件については前期小動物委員会においても議論され、本会として規制緩和についてはあくまで慎重であるべきとの見解を示していた。

(イ) 現状は獣医師の資格を持つものであれば開業は自由であり、小動物医療分野の競争激化からか職業倫理にもとる行為が見られる。安易な広告制限の緩和がこうした行為を助長することがあってはならないと考えている。

- (ウ) その中であって、今回の省令改正については獣医事審議会等における十分な議論を経たものであることは理解する。基礎的な技術に係る広告について飼育者に対する情報提供を行う際には、誇大広告、虚偽広告、比較誘引広告の禁止、診療に係る費用の広告の禁止という歯止めを確実に設けるよう要請したところである。
- (エ) 省令をどのように定めても、その実効性が担保されるかどうかが肝要。今回の獣医療法施行規則改正手続きの中で募集されたパブリックコメントに対しても、本会は、「広告適正化のためのガイドラインの策定をはじめ監視指導體制の整備が行われ、これが実効あるものとして機能する」ことを求める意見を提出した。
- (オ) 実際の取締まりは都道府県が行うものであり、獣医師会は何ら権限を持つものではない。農水省によるガイドラインについては、省令公布と同時の策定を求めているところであるが、省令が先に公布されたことで関係者の不安感の増大が予想される。本件に関する十分な説明と併せ、各地において適正な監視指導體制がとられることを求めたい。

ウ 大森専務理事から農水省担当官に、「広告について歯止めをかける事項の中に、基礎的技術であるはずの家畜体内受精卵の採取を含めなかったのはなぜか。省令改正にあたっては従前の事項も含めて全体を体系的に整備すべきではないか。」と質問され、農水省担当官から「これまで規制を設けなかったが特に問題がなかったものと承知している。今回規制対象とするほどの緊急性を認めなかったということである。」と回答された。

エ その他、委員と農水省担当官との間で以下の質疑応答がなされた。

- (ア) 「これまでも違反事例の取り締まりを県に働き掛けても十分な対応がなされていない。今後の取り締まり体制に不安が残る。」と質問され、「農水省としては、適正な指導監督がなされるようにガイドラインを策定している。必要に応じ、県からの情報提供に基づき、行政処分も含めて厳正に対処したい。」と回答された。
- (イ) 「違反行為の取り締まりに当たっては行政と獣医師会との連携が求められているところであるが、詳細な情報については、個人情報の保護を盾に獣医師会への情報提供がなされないケースがある。獣医師会から行政担当者に対し具体的な情報の照会ができないとしたら、獣医師会独自の調査で疑わしい事例を通報したときには必ず立ち入り検査を含めて厳正な対応をしていただけるのか。」と質問され、「ガイドラインには都道府県担当者に向けて適正な対応を求める旨書き込んだものと理解している。」と回答された。
- (ウ) 「地方では家畜保健衛生所だけではすべての小動物診療施設の管理・監督は難しいのではないかと。動物愛護センターの活用等、実際の運用にあたって工夫してはいいか。」と質問され、「法令上特段の定めはないので、都道府県の判断により適宜対応されると考えている。」と回答された。
- (エ) 「病院名を「バースコントロールクリニック」とする等のケースについてはどう対応するのか」と質問され、「個別具体的なケースについてはその都度問い合わせいただき対応することとしたい。」と回答された。

(2) ペットフードの安全確保に関する検討

細井戸委員長から、資料に基づきこれまでの経過が説明された。

ア 平成19年3月以降、ペットフードに起因する犬猫の死亡例が米国で発生したこと等を受け、安倍内閣の塩崎官房長官（当時）の意向により同年8月、農水省及び環境省が共同で「ペットフードの安全確保に関する研究会（座長：阿部亮元日本大学教授）」を設置した。

イ これまで5回にわたる検討の中で、ペットフードメーカーの工場の視察、関係者のヒアリング、国民3000名に対して行ったアンケート調査結果の検討等多角的な議論を経て、11月30日の第5回研究会においてとりまとめが行われ、ペットフードについては、今後何らかの法規制を行うべきとの方向が示された。

ウ 法整備については、法制局と調整のうえ、今通常国会に上程する予定である。

3 卒後臨床研修制度の発展的整備

(1) 卒業生（研修を受ける者）側の問題点と対策

春名委員から、資料に基づき説明された。

ア 獣医学系大学の新卒者等、研修を受ける立場にある人たちに対する制度の認知度が極めて低い。広報の推進と同時に、制度自体に彼らが注目するようなメリットをもたせることが大切。

イ 研修を受ける者のモチベーション向上対策として、①研修医の身分と待遇の保障、②研修修了者の差別化、③研修カリキュラムの整備等が考えられる。

ウ 研修者の身分の安定、研修施設側の負担軽減等のため何らかの予算措置が必要である。

(2) 診療施設開設者側の問題点と対応策

木俣委員から、資料に基づき以下が説明された。

ア 課題は①広報の推進、②コンサルテーション体制の整備の2点。

イ 指定施設は広告制限の特例にあたることを含め、制度全体を分かりやすく解説したものを作成し、手続き等も含めたマニュアルを定めることが必要。

ウ 申請時に具体的事項を相談できる窓口を配置できると良い。

エ 各地域の診療施設数、新卒者の就職数等を調べ、それに応じた数のモデル病院を獣医師会が推薦し、そこをまず指定施設として運用できるよう対応を進める。

オ 大学には研修委員会の立上げや研修プログラムの作成等協力を仰ぎたいが、大学と個々の獣医師が交渉するのではなく、獣医師会と大学が連携する方向で進めるべき。

(3) 中川副会長から以下の補足説明がなされた。

ア 大学等の高度医療施設が臨床研修施設として指定を受けようとする傾向にあるが、臨床研修にあたっては、まず一次診療施設において臨床のいろはを教えることが大切。この部分を民間の施設が担い、大学の施設では追加的に高度専門医療を体験するというシステムが理想である。

イ 研修を受ける者の社会的立場への配慮が十分とは言えず、給与や各種社会保障に係る費用負担についても何ら取り決めがないことにも問題がある。

ウ しかしながら、日本大学における研修を修了した者を好待遇で受け入れる施設もあり、確かな技術を持つ人材に対する需要はあると思われる。

(3) 委員から、「「小動物臨床研修診療施設指定基準」に定められた要件として「手術数が勤務獣医師1人当たり年間250例以上であること」とあるが、現実的に不可能ではないか」とする意見が出され、中川副会長から、「「手術」は「外科的処置」と解釈すればよい。また、何人かでチーム医療を行った場合はそれぞれの獣医師について1例としてカウントできる。」と説明された。

(4) 臨床研修の制度について、農水省担当官から「今年度は各大学の学生向けに獣医師倫理についての講習会を行ったが、これらの機会を捉え、今後とも制度の広報・普及に努めたい」と説明された。

4 一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備

(1) 地方獣医師会の中での合意形成

西間副委員長から、資料に基づき以下が説明された。

ア 現在、地方会として夜間・休日診療に取り組んでいるのは、川崎市、兵庫県、名古屋市等、ごく限られている。

イ 地方会により、取り組みに温度差があるとは承知しているが、ある程度の人口規模がある地域であれば、ニーズはあると思われる。

ウ 小動物開業者は少なくとも半数以上がその必要性を認めるであろうが、具体的な計画となると、個人的な事情が優勢し、いわゆる「総論賛成、各論反対」となりがちである。

エ 地方会で取り組む場合には、まず理事会・総会で十分な賛意が得られるか、次いで設立資金の確保ができるかが課題となろう。

オ 一方で公益法人として設立する場合、今後の公益法人改革をにらみ、施設の公益性をいかに高めるかが重要になる。所有者不明の動物の救護、地域の防災計画における災害時の役割、学校飼育動物の管理指導や不妊手術等の提供等、公益性の維持の上で工夫できることは多い。

カ 北九州市獣医師会では、小動物部会での検討に始まり、市議会を巻き込んだ行政対応、地方会内部での各種承認手続き、設立準備委員会の立上げ等、手順を追ってこれまで取り組んできたのでモデルとして参考に資していただきたい。

(2) 大学を中心としたネットワークの形成

藤井委員から、資料に基づき以下が説明された。

ア 単に「連携」を求めるのではなく、地方会や獣医師が大学側に何を望むのかを明確にした上で検討するべき。

- イ 大学はアドバイザーとしての役割や研修施設としての役割を果たすことが可能ではないか。
- ウ 一次診療施設を担う一般の開業獣医師と高度な二次診療を担う大学の診療施設との中間を担う施設が必要である。夜間・休日診療施設の活用として、このような中間的紹介診療施設としての役割が期待される。これらの施設が大学のスタッフとの交流を保ちながらフレキシブルに対応する一方、臨床研修施設として指定を受けることで地域のネットワークがより密になっていくと思われる。

5 夜間・休日診療におけるメリットと課題

(1) 地方獣医師会による設置

- 石川委員から、名古屋市獣医師会設立「夜間動物救急診療所」を例に資料に基づき説明された。
- ア 名古屋市獣医師会における施設設置の経緯等は前期委員会報告のとおりである。
 - イ 会員獣医師の夜間の負担軽減、アウトサイダーに対する苦情の減少、所有者の不明な負傷動物の診療による公益性の確保等のメリットがあり、会員、飼育者ともにおおむね満足している。
 - ウ 一度限りの診療であること（継続的な診療ができない。）と不規則な勤務による獣医師のモチベーションの維持困難が今後への課題である。開業前の力試しの場としての活用も視野に解決策を検討している。
 - エ 所有者不明の動物の取り扱いに苦慮しており、新たな飼育者を募る取り組みは進めているが、いずれ限界が来ると予想される。
 - オ 高度診療等、応急処置以上の内容を求める声もあるので慎重に検討を進めたい。

(2) 個人あるいはグループによる設置

- 藤井委員から、横浜夜間動物病院の経験をもとに以下が説明された。
- ア 個人やグループによる設立の場合、意思決定がスムーズであり、病院の方向性等を定めやすい利点がある。ただし、資金調達やトラブルの解決にあたっての一人当たりの負担が大きくなる面もある。
 - イ 施設の役員の獣医師の負担が大きく、自身のもつ診療施設を休診にして夜間の診療に当たることもしばしばある。
 - ウ 施設の内外において、あくまで二次診療施設であることを明確にしていくことが大切。地域の獣医師や地元獣医師会、さらに飼育者とのコミュニケーションを密にし、信頼関係を構築することが不可欠。
 - エ 夜間・休日診療にとどまらず、外科手術や検査等を担う身近な施設として地域での役割を果たせたらよいのでは。
 - オ 精神的、肉体的に厳しい仕事であり、夜間の人員確保が課題である。

(3) 当番制による設置

- 今野委員から、千葉県における現状について資料に基づき説明された。
- ア 千葉県では、現在夜間診療を行っているのは千葉支部のみである。

- イ かつて夜間診療を行っていた京葉支部について、診療停止となった背景には次のような事柄がある。
- (ア) 政令指定都市1市の千葉支部に対し、京葉支部は4市にまたがる広域であり、当番病院が遠方等の理由で利用率が伸び悩んだ。
 - (イ) 近隣に24時間診療を行っている施設があり、当番制で診療を提供するメリットが薄らいた。
 - (ウ) 女性獣医師が増加する中、夜間の安全確保に対する不安感が増大してきた。
 - (エ) 会員全員のコンセンサスを得ないまま開始した経緯から、なかなか思うように会員の協力が得られない面があった。

(4) 既設の24時間診療施設の活用

小松委員から資料に基づき以下が説明された。

- ア 飼育者の立場からすれば、24時間診療してくれることが大切である。
- イ インターネット等で簡単に検索するだけでも、夜間の診療を掲げているところが多い。しかし真の意味で24時間の診療を実施しているところは少なく、緊急時のみ受け付けとしているところがほとんどである。
- ウ 東京都獣医師会では、昨年10月から会員73病院による当番制による夜間休日診療の提供を開始している。地域的な偏りもあるが、現在は1日当たり2～4件の利用がある。
- エ 今後、獣医師会会員ではない獣医師との関係のあり方や地域のネットワーク化の推進等が課題である。

6 その他

- (1) 愛媛県今治市において「特区」を利用した獣医学部新設の動きがあることについて、細井戸委員長から説明された。
 - ア 設置希望者や地元自治体、関係する政治的背景等、今回の申請には実現されかねない要素が多分にあると感じる。しかし、基本はまず既存の16大学が十分な獣医学教育を行い得るための環境整備が先決である。獣医学教育は質の向上こそが急務であり、大学の再編・統合を含めた獣医学教育の改善が不可欠である。これらがなされないままに獣医学部の新設が認められることになれば獣医師の粗製濫造を招くのみである。
 - イ 日本獣医師会として、獣医学系大学の支援策を検討し、さらなる連携の下で獣医療の質の向上に向けた取り組みを推進すべきである。
- (2) 動物診療補助専門職に係る動きについて、資料に基づき細井戸委員長から説明された。
 - ア 昨年末12月27日に第4回動物診療補助専門職検討委員会が開催された。動物看護師(師)の専門職としての立場の確立に向けて動物看護師(師)の全国組織(以下「全国組織」という。)の設立が必須とされ、本年2月10日、香川県高松市で開催される日本獣医師会学会年次大会(香川)において、全国組織設立に向けた準備組織を発足することが決まった。

- イ ここにいたる背景として、全国で約2万人の動物診療補助者が無資格・無認可のまま獣医療の一翼を担っており、職域の確立のために全国団体の設立が求められることがある。
- ウ これまで関連する各団体等と協議を重ね、全国組織の設立に向けた努力を進めることについて合意を得ている。
- エ 今後、各方面からのさまざまな意見等が寄せられることと思うが、本会として全国組織の設立を目指す方針に変わりはなく、関係省庁、関係団体等の協力と合意を得ながら最大限のサポートを行う。
- オ 現状では、動物診療補助者の経済的基盤、精神的基盤が脆弱であり、職業としての自立の必要に迫られている。全国組織の設立は自立へのひとつの証であり、そのことが獣医療の発展に大きく寄与する。それまでの間、関係者の支援を切に願う。
- カ 当事者である動物診療補助者の意識高揚が何より大切であるので、2月10日には一人でも多くの動物診療補助者の参加を期待する。委員各位の協力を願いたい。

VI まとめ

- 1 本日の協議内容について、細井戸委員長から大要以下のとおり取りまとめられ、委員から承認された。
 - (1) 卒後臨床研修の発展的整備について
 - ア 現状として、大学新卒者や非診療従事者である獣医師が十分な臨床経験をもたないまま診療施設を開設して診療行為を行うケースがある。
 - イ 制度的には手当てされたが実体を伴っていない臨床研修体制については、本日の議論を踏まえ、①広報の推進、②研修プログラムの策定と公開、③実施モデルの整備、を中心に検討を進める。
 - ウ 研修プログラムの策定については、大学の協力を得ながら獣医師、獣医師会が連携して進める必要がある。
 - エ 民間施設と大学の、それぞれの役割を整理する。
 - オ モデル病院の選定と相談窓口の設置、関連シンポジウムの実施等、意識向上と体制整備に向けた施策の推進を進める。
 - (2) 一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備について
 - ア これまで獣医師個々の努力により獣医療の質の向上が保たれてきたが、夜間・休日診療や高度専門医療の分野等において、個人では対応できない社会的ニーズの高まりがある。
 - イ 社会のニーズに応えるため、地方会が中心となり、各地域の実情にあわせて大学との連携を含めた総合的な解決策を検討する必要がある。
 - ウ 夜間・休日診療は二次診療施設の性格を持つものであり、収支を含めて運営の見通しは各地域事情に大きく左右されるので、地方会での十分な議論を求めたい。

- 2 中川副会長から大要以下のとおり挨拶された。
 - (1) 広告制限の緩和に係り、必ずしも我々の望む方向での省令改正となり得なかったことについて、今日の小動物獣医療への社会的ニーズの急激な変化に対して、獣医師会や獣医師自身が即応しきれていなかったことが背景にあると感じる。今後は、予測できる課題に対して自ら解決策を講じる力を磨くことが必要である。
 - (2) 現在、本会の構成獣医師の約30パーセントが小動物診療獣医師であり、本委員会の果たす役割の大きさを物語っている。
 - (3) 本会が豊かな知恵と確固たる理念を持って各方面に働きかけ、国際的にも立ち遅れの目立つ我が国の小動物獣医療を国際水準に引き上げるための努力を怠ってはならない。委員各位のお力添えを願いたい。
- 3 細井戸委員長から、本日の出席への謝意が述べられ、会議を終了した。